

建設工事契約書約款

改正前	改正後
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 一 関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）の規定により契約保証金を免除する場合には、この条の規定は適用しない。</u></p>
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率 _____ の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率 <u>（以下「遅延利息の率」という。）</u> の割合による遅延利息の支払いを請求することができる。</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p>

第 45 条の 2 [略]

(解除に伴う措置)

第 50 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 [略]

(発注者の損害賠償請求等)

第 51 条 [略]

2～4 [略]

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

(談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権)

第 45 条の 2 [略]

(解除に伴う措置)

第 50 条 [略]

2 [略]

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、_____

_____遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 [略]

(発注者の損害賠償請求等)

第 51 条 [略]

2～4 [略]

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、_____

_____遅延利息の率の割合で計算した額とする。

6 [略]

(受注者の損害賠償請求等)

第 52 条 [略]

2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

6 [略]

(受注者の損害賠償請求等)

第 52 条 [略]

2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、_____
_____遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償の予約)

第 53 条の 2 受注者は、第 45 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前 2 項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。